

○国土交通省告示第百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年二月二十三日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道497号新設工事（西九州自動車道「伊万里松浦道路」新設工事・佐賀県伊万里市山代町久原字大波瀬地内から長崎県松浦市今福町東免字松本ノ前地内まで、同町浦免字宮田地内から同町仏坂免字立岩地内まで及び同市調川町下免字赤壽地内から同市志佐町浦免字寺田地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 佐賀県伊万里市山代町久原字大波瀬、字伊勢越、字打越、字浜嶋、字千把ヶ岳、字城休及び字追崎並びに山代町立岩字高群、字苗代田、字尾路崎、字大川口、字野林、字門ノ上、字天神、字黒藻、字栗山、字蟹喰、字佐代ノ上、字佐代田原、字北田原、字川渕、字中ノ谷、字亥ノ子倉及び字小松堀地内

長崎県松浦市今福町滑栄免字札ノ元、字深坂、字小山及び字五島防、今福町東免字横岩、字焼山、字蘭木、字クワヨミ、字浦ノ田及び字松本ノ前、今福町浦免字宮田、今福町仏坂免字五百田、字宮田、字楠籠及び字仏坂、調川町下免字赤壽、字宮ノ前、字江口山及び字浜口並びに志佐町浦免字豆グル、字大浜及び字寺田地内

2 使用の部分 佐賀県伊万里市山代町久原字大波瀬、字伊勢越、字打越、字浜嶋、字千把ヶ岳、字城休及び字追崎並びに山代町立岩字高群、字苗代田、字大川口、字野林、字門ノ上、字天神、字栗山、字蟹喰、字佐代ノ上、字佐代田原、字北田原、字川渕、字中ノ谷、字亥ノ子倉及び字小松堀地内

長崎県松浦市今福町滑栄免字札ノ元、字深坂及び字五島防、今福町東免字横岩、字焼山、字蘭木、字クワヨミ、字浦ノ田及び字松本ノ前、今福町浦免字宮田、今福町仏坂免字五百田、字楠籠、字仏坂、字坂中、字鳥越及び字立岩、調川町下免字赤壽、字北久保、字牧ノ地、字前目、字天神坂、字古園、字宮ノ前、字江口山及び字浜口並びに志佐町浦免字豆グル及び字大浜地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀県伊万里市東山代町長浜字浜頭地内の伊万里西インターチェンジ（仮称）から長崎県松浦市志佐町浦免字寺田地内の松浦インターチェンジ（仮称）までの延長17.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道497号新設工事（西九州自動車道「伊万里松浦道路」新設工事）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道497号新設工事（西九州自動車道「伊万里松浦道路」新設工事）」（以下「本体事業」という。）と、本体事業の施行により遮断される一般国道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道497号（西九州自動車道。以下「西九州道」という。）は、福岡市を起点とし、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市等を経由して武雄市で高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線に接続する延長約150kmの自動車専用道路である。

西九州道が通過する伊万里市及び松浦市（以下「本件地域」という。）は農水産業が盛んな地域であり、農産品としては梨の栽培、水産品としては、ふぐの養殖が行われ、農水産品等は陸上輸送により福岡県、関西地方等へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行し、物流等を担う幹線道路として一般国道204号（以下「現道」という。）があるが、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良箇所が多数存在し、冠水等の自然災害による通行止めが度々発生しており、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である西九州道の他の区間等

と一体となって本件地域と福岡市等とを結ぶ高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られるとともに、自然災害発生時等における現道の代替路が新たに整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が、佐賀県区間については平成18年12月及び平成23年9月に、長崎県区間については平成17年3月、平成22年2月及び平成23年10月に、環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施している。その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、トンネル内の吸音処理等を行うことにより、環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、吸音板の設置等を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるマガン及びオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、ハヤブサ及びクマタカ、国際希少野生動植物種であるマナヅル、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているカブトガニ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツクシガモ、チュウヒ及びクボハゼ等が確認されている。マガン、マナヅル及びツクシガモについては、計画路線は生息範囲を通過しないことから、オジロワシ、オオタカ、ハヤブサ、クマタカ及びチュウヒについては、営巣は確認されておらず、同様の生息環境は周辺に広く存在することなどから、影響は極めて小さいとされている。カブトガニ及びクボハゼについては、生息が確認された河口付近は改変されないことなどから、影響は極めて小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキキョウ等が確認されているが、起業者は工事による改変区域で生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が25箇所存在するが、このうち5箇所については発掘調査を完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る20箇所についても県教育委員会との協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と福岡市等とを結ぶ高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、佐賀県区間については平成17年9月16日に、長崎県区間については平成17年6月14日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道及び市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と福岡市等とを結ぶ高速交通ネットワークを整備するとともに、現道は、線形不良箇所が多数存在し、自然災害等により通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、佐賀県知事を会長とする西九州自動車道建設推進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 佐賀県伊万里市役所及び長崎県松浦市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 長崎県松浦市今福町仏坂免字楠籠、字仏坂、字坂中、字鳥越及び字立岩、調川町下免字赤壽、字北久保、字牧ノ地、字前目、字天神坂、字古園、字宮ノ前、字江口山及び字浜口並びに志佐町浦免字豆グル、字大浜及び字寺田地内